

2013年5月吉日

お 客 様 各 位 殿



株式会社アイキューブ

IS548370/ISO27001 : 2005

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-9-6
寿ビル3F

TEL03-3366-8389 FAX03-3366-9389

<http://www.icubenet.co.jp>

本家シリーズ 消費税増税に関する対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、周知のとおり消費税増税法案の成立に伴い、現行消費税率5%を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられ、建設工事などの請負契約に係る契約には経過措置が適用されます。

現在本家シリーズには経過措置未対応です、機能対応版を2014年1月中旬を目途に送付を予定しております。対応版は2012年12月31日時点で保守加入のお客様へは無償提供をさせていただきます。

【仕様】

- ① 現場登録「契約日」を参照して消費税率自動計算。
- ② 注文書発行日付を参照し消費税率自動計算。
- ③ 追加工事に関しては、現場登録の **F6** 追加工事（1-20 迄）での入力是不可となり、枝番もしくは新規現場登録での対応となります。
- ④ 対応版セットアップ後に当機能ご利用前の設定や登録項目などはございません。
- ⑤ 契約日が正しく登録されているか確認後通常運用でご利用になれます。

なお、現在上記スケジュールと仕様で進めておりますが、今後の増税法案に関する決定により対応内容も変更することがございますことをご了承願います。

本家シリーズを引き続き快適にご利用頂ける様、またお客様の声に対応出来ます様より一層のサービス向上に努めて参ります。今後とも宜しくお願い致します。

敬 具

指定日の前日までに譲渡契約を行ったことにより適用されるもの

(1) 工事などの請負契約に基づく課税資産の譲渡

【対象となる請負契約】

① 工事、製造の請負契約に係る契約

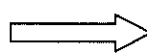
② 測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案、監理、設計、映画の製作、ソフトウェアの開発、その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む）

《要件》

- ・仕事の完成に長期間要するものであること。
- ・仕事の目的の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、その内容につき相手方の注文が付されているものであること。

【経過措置の提供適用条件】

- ・請負契約の締結日・・・指定日の前日まで
- ・目的物の完成引渡日・・・施工日以後



旧税率（5%/8%）

※この経過措置の適用を受ける工事の請負等を行った場合は、その旨を相手方に書面により通知することとされています。通知の方法は請求書等にその旨を表示すればよいこととされています。

工事の請負	指定日 H25年10/1	施工日 H26年4/1	指定日 H27年4/1	施工日 H27年10/1
	×	×	×	×
	8/20	11/25	7/20	6/15
《例1》 5%	契約		引渡	
《例1》 5%	契約			引渡
《例1》 8%		契約	引渡	
《例1》 8%			契約	引渡
《例1》 10%			契約	引渡
5%	8%		10%	

■ 追加工事や値増し等があった場合

追加工事	指定日 H25年10/1	指定日 H26年4/1
	×	×
	8/20	11/25
当初請負分 5%	契約	
増額分 8%		追加
		引渡
5%	8%	